様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	土浦看護専門学校
設置者名	学校法人桜水会

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	看護学科（3 年課程）	夜 ・ 通信	10	10	
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
		夜 ・ 通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

一覧票として事務室にて閲覧・配布

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	土浦看護専門学校
設置者名	学校法人桜水会

１．理事（役員）名簿の公表方法

理事名簿として、事務室にて閲覧・配布

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	会社役員	令和７年６月 26 日～ 令和 11 年定期評議員会	運営補助
非常勤	県議会議員	令和７年６月 26 日～ 令和 11 年定期評議員会	組織運営体制のチェック
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	土浦看護専門学校
設置者名	学校法人桜水会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）
・シラバスの作成過程及び時期
　12 月　教育課程（案）の内容を検討
　12 月　教育課程編成会議において審議
　 1 月　授業計画（シラバス）の決定
・シラバスの公表時期
　4 月 1 日

授業計画書の公表方法	教育要項･実習要項として、教務室･事務室にて閲覧･配布

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
・授業計画・学生便覧に成績評価の方法・基準を示したうえで、授業評価のための試験（筆記、実技、口頭試問)、レポート、実習等を実施し、出席状況・授業履修状況を勘案し、学則第 18 条　学校長は授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。2　試験の成績評価は、「A」、「B」、「C」及び「D」をもって表し、「C」以上を合格とする。3　試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることができる。4　病気、その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生には、届出があれば追試験を行うことができる。5　前項の届出は、医師の診断書、又はその理由を証する書面を添えて届出し、日時、実施方法はその都度公示する。細則（学習の評価）第 3 条　学則第 18 条に基づく学習の評価方法は、次のとおりとする。(1) 授業評価は、試験（筆記、実技、口頭試問)、レポート、実習その他の方法で行う。(2) 試験開始 15 分を経過した者については、その科目の受験資格を失う。2　同一科目を複数の教員が担当した場合の評価は、各教員の試験を総合して評価を行う。(評価基準) 第 4 条　学則第 18 条に基づき、学科目成績、実習成績は、A、B、C 及び D とし、A、 B、C は合格、D は不合格とする。

評価基準は次のとおりとする。

評　定	評価点数	合　否
A	80 点～100 点	合　格
B	70 点～79 点	
C	60 点～69 点	
D	60 点未満	不合格

に基づき、学修成果を判定している。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

・GPA 等の客観的な指標の具体的な内容の記載

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。

・客観的な指標の適切な実施状況の記載

年度末に成績の分布を表す資料を作成し、成績表を本人・保護者等に配布している。
また、下位 4 分の 1 の学生に対し、資料を見せ指導し、成績の向上を図る。

＊令和 7 年度第一学年分の資料を作成し、添付

客観的な指標の算出方法の公表方法	成績の分布を表す資料として、教務室・事務室にて閲覧・配布

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

・卒業の認定の具体的基準

人間が健康な生活習慣を正しく行えるよう支援できる看護師の育成を行う。併せて「徳育」を教育の基盤と捉え、豊かな教養と人格を修得させ、広く社会の福祉、保健、医療の向上に寄与し得る人材を育成することを目的とすることを教育要項に記載し、学生に周知する。

学則第 21 条　第 4 条に規定する修業年限在学し、学則[別表]の全科目単位修得及び出席日数を確認のうえ、卒業認定会議の議を経て、卒業の認定を行う。
2　欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業は認めない。
に基づき、全科目単位修得及び出席日数を確認のうえ、卒業の認定を行う。
欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業は認めない。

・卒業の認定の適切な実施状況

1 月末に、国家試験のための卒業認定を見込で行う。
2 月末に、最終認定を実施

卒業の認定に関する方針の公表方法	教育要項･実習要項として、教務室･事務室にて閲覧･配布

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	土浦看護専門学校
設置者名	学校法人桜水会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務局に備え付け・閲覧・配布
収支計算書又は損益計算書	学校事務局に備え付け・閲覧・配布
財産目録	学校事務局に備え付け・閲覧・配布
事業報告書	学校事務局に備え付け・閲覧・配布
監事による監査報告（書）	学校事務局に備え付け・閲覧・配布

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	看護学科（3 年課程）	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	106 単位時間／単位	67 単位時間／単位	5 単位時間／単位	34 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
			単位時間／単位				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120 人	43 人	0 人	10 人	49 人	59 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 分野ごとの目的・目標に基づき、科目ごとに達成目標・授業の方法及び内容・成績評価の方法その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成。年間の授業計画等と共に、教職員・講師・学生へ配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 授業評価のための試験（筆記、実技、口頭試問）、レポート、実習等を実施し、出席状況・授業履修状況を勘案し、学則第 18 条　学校長は授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。2　試験の成績評価は、「A」、「B」、「C」及び「D」をもって表し、「C」以上を合格とする。3　試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることができる。4　病気、その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生には、届出があれば追試験を行うことができる。5　前項の届出は、医師の診断書、又はその理由を証する書面を添えて届出し、日時、実施方法はその都度公示する。 細則（学習の評価）第 3 条　学則第 18 条に基づく学習の評価方法は、次のとおりとする。（1）授業評価は、試験（筆記、実技、口頭試問）、レポート、実習その他の方法で行う。（2）試験開始 15 分を経過した者については、その科目の受験資格を失う。2　同一科目を複数の教員が担当した場合の評価は、各教員の試験を総合して評価を行う。

（評価基準）第 4 条　学則第 18 条に基づき、学科目成績、実習成績は、A、B、C 及び D とし、A、 B、C は合格、D は不合格とする。

評価基準は次のとおりとする。

評　定	評価点数	合　否
A	80 点～100 点	合　格
B	70 点～79 点	
C	60 点～69 点	
D	60 点未満	不合格

に基づき、学修成果を判定している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

第 19 条　学則[別表]に規定する学年で履修すべき科目について、学業成績及び出席状況等について、進級会議の議を経て、進級の認定を行う。2　欠席日数が当該学年の出席すべき日数の 3 分の 1 を超えたものは、進級は認めない。原級留置とする。第 20 条　学校長は、前条第 1 項の規定により進級を認定した者に対して、進級を認める。に基づき、履修科目について学業成績及び出席状況等について進級会議の議を経て、進級の認定を行う。　欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、進級は認めない。

学則第 21 条　第 4 条に規定する修業年限在学し、学則[別表]の全科目単位修得及び出席日数を確認のうえ、卒業認定会議の議を経て、卒業の認定を行う。2　欠席日数数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業は認めない。に基づき、全科目単位修得及び出席日数を確認のうえ、卒業の認定を行う。

欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業は認めない。

学修支援等

（概要）

放課後に希望の学生に対し補習を行う。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
24 人 （100%）	0 人 （　0%）	24 人 （　0%）	0 人 （　0%）

（主な就職、業界等）

・病院・医療施設

（就職指導内容）

・就職説明会の開催、カウンセラーによる相談室の設置

（主な学修成果（資格・検定等））

・看護師等国家試験受験資格・准看護師試験受験資格

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
56 人	1 人	1.7%
（中途退学の主な理由） ・進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・学生に対して、担任が本人及び保護者との面談 ・病院の紹介 ・カウンセラーによる相談室の設置		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	200,000 円	600,000 円	200,000 円	その他内訳（施設維持費・実習費）
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（http://tsuchiura-kango.jp/）で公開する。		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・学校自ら自己評価を行うとともに、企業・業界団体が委員として参画する学校関係者評価を確実に実施・公表し、評価結果に基づき学校運営体制の改善を図る。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
実習施設　実習指導者	令和８年４月１日～ 令和９年３月 31 日	企業関係者
学生保護者	令和８年４月１日～ 令和９年３月 31 日	ＰＴＡ
同窓会役員	令和８年４月１日～ 令和９年３月 31 日	既卒生
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（http://tsuchiura-kango.jp/）で公開する		
（備考）		
第三者評価は未実施であるので、学校関係者評価の内容を記載している		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（http://tsuchiura-kango.jp/）で公開する。